

(参考)ESGリース促進事業 導入機器の基準適合確認資料の例

ESGリース促進事業では、リース先がリース会社に利用申込書を提出する際に、補助を受けるリース契約に係る導入機器が基準に適合していることを確認するためのチェックシートを添付することとされています。以下に参考として、各製品群ごとにチェックシートと併せて提出いただく基準の適合確認資料の例を示します。なお、本事業の詳細及び、各製品群の基準については、必ず下記ホームページにてご確認下さい。

- ・ESGリース促進事業のホームページ <https://esg-lease.or.jp/>
- ・ESGリース促進事業の対象機器のホームページ <https://esg-lease.or.jp/target-equipments/>

| 製品群 | 工業会 | 基準適合に関して確認が必要な主な内容 (基準の詳細は必ずホームページ等にてご確認下さい) | 一般的に導入機器の基準適合確認に使用する資料 | | | 一般的に基準適合確認ができる者 | 確認資料の発行元 | 備考 |
|-------------|---------------------------|---|------------------------|-----------------|--------------------------|---------------------------------|-------------|---|
| | | | 導入機器の仕様書 | 仕様書以外の書式 (※) | 導入機器の仕様が記載されたカタログ (※) | | | |
| 高効率蒸気ボイラ | 日本産業機械工業会 | イ 熱交換機の有無 ロ 燃焼制御方式、ボイラ効率 | ○ | ○ | ○ | メーカー | メーカー | ・基準イに該当する場合は、熱交換機の有無について確認資料に記載が必要。 ・基準ロに該当する場合は、ボイラ効率の他に、燃焼制御方式の種類についても確認資料に記載が必要。 |
| 高効率温水ボイラ | | 燃焼制御方式、ボイラ効率 | ○ | ○ | ○ | メーカー | メーカー | ボイラ効率の他に、燃焼制御方式の種類についても確認資料に記載が必要。 |
| 熱電併給型動力発生装置 | コージェネレーション・エネルギー高度利用センター | エンジン又はタービンの燃焼方式と総合効率 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | ・総合効率の他に、エンジンやタービンの燃焼方式についても確認資料に記載が必要です。 ・また、同じエンジンやタービンを用いた場合でも総合効率が異なる場合があるのでご注意ください。 |
| 高効率電動機 | 日本電気工業会 | 低圧三相かご形誘導電動機の効率値 | ○ | ○ | ○ | メーカー | メーカー | |
| 高効率変圧器 | | 変圧器のエネルギー消費効率 | ○ | ○ | ○ | メーカー | メーカー | |
| 高効率切削加工機 | 日本工作機械工業会 | 油圧ユニットを有しないこと。 | ○ | ○ | - | 導入機器の最終仕様の確認ができる者 (メーカー、販売社) | メーカーもしくは販売社 | ・必ず仕様書に基準適合確認に必要な該当要件が記載されているとは限らない。 (例:「油圧ユニット無し」等) こうした際には、基準適合確認に必要な該当要件について、仕様書又は見積書等に記載が必要。 ・工作機械はメーカー出荷時からユーザーへの導入までの間に仕様変更される可能性があることから、導入機器の最終仕様の確認において不明な点がある場合には、メーカーに確認することが望ましい。 |
| 高効率研削盤 | | 油圧ユニットを有しないこと。 | ○ | ○ | - | | | |
| 高効率特殊加工機 | | 油圧ユニットを有しないこと。 | ○ | ○ | - | | | |
| 高効率液圧プレス | 日本鍛圧機械工業会 | ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレスのうち、サーボモータ又はインバータ方式により油圧制御を行うこと。 | ○ | ○ | ○ | メーカー | メーカーもしくは販売社 | 仕様書に基準適合確認に必要な該当要件が記載されていない場合には、基準適合確認に必要な該当要件について、仕様書又は見積書等に記載が必要。 |
| サーボ駆動式機械プレス | | サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる機械プレス | ○ | ○ | ○ | メーカー | | |
| 高効率鍛造機 | | イ サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させるもの。 ロ サーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの。 | ○ | ○ | ○ | メーカー | | |
| 低燃費型建設機械 | 日本建設機械工業会 | ハイブリッドオフロード車に該当するショベル・ローダであり、低燃費型建設機械の認定を受けたもの。 | ○ | ○ | ○ | メーカー | メーカー | |
| 高効率業務用厨房機器 | 日本厨房工業会 日本エレクトロヒートセンター | イ 内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナを搭載していること。 ロ 低輻射型ガス厨房機器(燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。) ハ 電磁誘導加熱方式であること。 | ○ | ○ | ○ | メーカー | メーカー | 基準のロに該当する場合は、涼厨房機器であること、又は空気断熱構造を有していることが確認資料に記載されていることが必要。 |
| 高効率燃焼式工業炉 | 日本工業炉協会 | 廃熱回収装置(リジェネパーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。)を有すること。 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | 基準適合確認に必要な該当要件は仕様書以外に、図面に記載されている場合がある(確認資料として仕様書以外にも図面での提出可)。 |
| 高効率電気式工業炉 | | ソリッドステート型変換装置を有すること。 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | |
| 断熱強化型工業炉 | | 炉底部を除く炉内部壁の面積の80パーセント以上の部分が断熱物質(かさ密度の加重平均値が0.60以下のものに限る。)によって構成されていること。 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | 基準適合確認に必要な該当要件は仕様書以外に、図面に記載されている場合がある。(確認資料として仕様書以外にも図面での提出可)。 |
| 原材料予熱型工業炉 | | 炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱していること。 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | |

| | | | | | | | | |
|--------------------|-------------|--|---|---|---|----------|------|---|
| 高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置 | | 燃焼装置が、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するもの。 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | |
| 高効率生型造型機 | 日本鑄造機械工業会 | 生砂を用いて鑄型を造型する機械のうち、生砂の投入量を自動的に調整する機能を有すること。 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | 仕様書に基準適合確認に必要な該当要件が記載されていない場合には、基準適合確認に必要な該当要件について、仕様書又は見積書等に記載が必要。 |
| 高効率砂処理機械 | 日本鑄造機械工業会 | 砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないこと。 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | |
| 高効率中子除去装置 | | 中子除去装置のうち、高速振動機及びノッカー機構を有すること。 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | |
| 省エネルギー型ダイカストマシン | | ダイカストマシンのうち、次のいずれかに該当するもの。 イ サーマーター又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの。 ロ 電動化機構により型締、押出又は射出を行うもの。 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | |
| 高効率溶解設備 | | 次のいずれかに該当するものに限る。 イ 高効率熱交換器を有するキューボラ ロ 予熱機構を有する電気溶解設備 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | |
| 高効率吸収式冷凍機 | 日本冷凍空調工業会 | 冷水を供給する冷凍機で臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程で2回以上再生するもの。定格消費熱電効率が1.29以上であること。 | - | - | ○ | メーカー | メーカー | |
| 高効率吸収式冷温水機 | | 冷温水を供給する冷凍機で臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもの。定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.2以上であること。 | - | - | ○ | メーカー | メーカー | 通常カタログと導入機器は同一仕様であるため、基準適合確認に必要な性能が記載されているカタログのみの提出で可。(カタログ掲載機器と実際の導入機器とで相違ないことについて記載した確認資料の提出は不要。) |
| 廃熱投入型吸収式冷温水機 | | 冷温水機で他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもの。定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.2以上のもの。 | - | - | ○ | メーカー | メーカー | |
| 高効率ヒートポンプ熱源機 | | 冷温水を供給する空冷式のチリングユニットのうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のもの。 冷水を供給する水冷式のチリングユニットのうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のもの。 | - | - | ○ | メーカー | メーカー | |
| 高効率業務用エアコンディショナー | | エアコンの形態、室内機の種類、冷房能力、エネルギー消費効率 | - | - | ○ | メーカー | メーカー | |
| 蓄熱式空気調和装置 | | 冷温水を供給する空気調和装置。ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するもの。定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が2.22以上のもの。 | - | - | ○ | メーカー | メーカー | |
| 水蓄熱式空気調和機 | | ヒートポンプ機である、1の室外機につき、2以上の室内機及び水蓄熱槽を有すること。定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.3以上であること。 | - | - | ○ | メーカー | メーカー | |
| 冷媒用コンデンシングユニット | | インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの。 | - | - | ○ | メーカー | メーカー | |
| 高効率業務用ガスエンジンヒートポンプ | | 馬力数、エネルギー消費効率 | - | - | ○ | メーカー | メーカー | |
| 高効率業務用冷凍冷蔵庫 | | インバータ方式により電動圧縮機の制御を行う機能を有すること。 | - | ○ | - | 販社(メーカー) | メーカー | |
| 高効率ショーケース | | インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は直管形40形高周波点灯専用形蛍光灯、発光ダイオード照明装置若しくは光束を調整する機能を有する照明器具を有するもの。 | - | ○ | - | 販社(メーカー) | メーカー | |
| 高効率業務用ガス給湯器 | 日本ガス石油機器工業会 | 潜熱回収型のもの。 | ○ | ○ | ○ | メーカー | メーカー | カタログに潜熱型と記載されていることが多いが、記載が無い場合は仕様書等にて確認が必要。 |

| | | | | | | | | |
|-------------|--------------------------|--|---|---|---|----------------------------|------------|--|
| 高効率照明器具 | 日本照明工業会 | 蛍光ランプの区分及びエネルギー消費効率 | ○ | ○ | - | メーカー | メーカー | カタログは基準適合確認に必要な該当要件が記載されていないことがあるため、基本的には基準適合確認に必要な該当要件について記載された仕様書等での確認が必要。 |
| 燃料電池設備 | コージェネレーション・エネルギー高度利用センター | 水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のもの | ○ | ○ | ○ | メーカー | メーカー | |
| 発光ダイオード照明装置 | 日本照明工業会 | エネルギー消費効率及び寿命取り付け型 | ○ | ○ | - | 導入機器の最終仕様の確認ができる者(メーカー、販売) | メーカー 販売 | カタログは基準適合確認に必要な該当要件が記載されていないことがあるため、基本的には基準適合確認に必要な該当要件について記載された仕様書等での確認が必要。 |
| 電気自動車 | - | 搭載された電池(燃料電池を除く)によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。) | - | - | - | - | - | 確認資料の提出は不要。 |
| 燃料電池自動車 | - | 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。) | - | - | - | - | - | |

※ 必ず導入機器の仕様書を確認した上で、仕様書に記載されている項目については、その写しを提出すること。仕様書に該当事項が記載されていない場合には、以下の要件を満たす仕様書以外の確認資料を用いること。

| 確認資料の種類 | 要件 |
|----------|--|
| 見積書、確認書等 | <ul style="list-style-type: none"> 基準を満たす上で必要な該当要件に関する機能・性能について記載されていること 基準適合を確認できる者の押印があること |
| カタログ | <ul style="list-style-type: none"> 基準を満たす上で必要な該当要件に関する機能・性能について、カタログ掲載機器と実際の導入機器とで相違ないこと 上記の相違ないことについて記載された、基準適合を確認できる者が押印した資料(見積書、確認書等)が添付されていること |